

国外財産調書不提出で初の摘発！—2019年度査察事績

●着手件数は5年連続減少へ

2019年度に全国の国税局が着手した強制調査（いわゆるマル査）は150件で、5年連続で減少しました。

告発した脱税額は総額92億7,600万円（右図）と過去最低で、1件当り8,000万円（前年度9,200万円）でした。

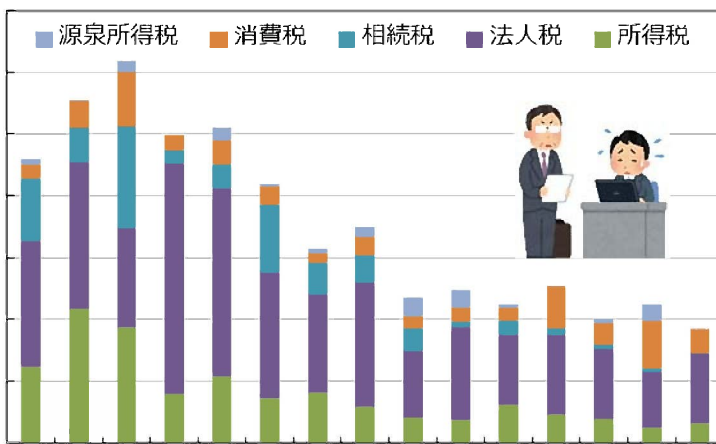
今回は、海外に不正資金を隠す国際事案、無申告事案、市場が拡大する分野や時流に即した社会的波及効果が高い案件が査察対象となりました。



百万円

35,000
30,000
25,000
20,000
15,000
10,000
5,000
0

税目別の脱税額（告発分）



2005 2006 2007 2008 2009 2010 2011 2012 2013 2014 2015 2016 2017 2018 2019

2019年査察の重点取組事案

区分	2015	2016	2017	2018	2019
無申告ほ脱事案	13	17	21	18	27
国際事案	28	21	15	20	25
消費税受還付事案	6	11	12	16	11

●意図的な無申告者には特に厳しく

2019年は無申告27件中、11件が“単純無申告ほ脱”事案でした。

“単純無申告ほ脱”とは故意に申告書を提出しないこと。無申告事案の中でも悪質性が高く、国税庁も重点的に対処しています。

■競艇で得た一時所得の無申告

競艇選手と結託し多額の勝舟投票券の払戻金収入を得たが、インターネットの他人名義口座を使って受け取ることで所得を隠し、確定申告は一切していなかった。

■大胆な芸能スタイリスト法人の脱税

大手芸能プロダクションから衣装デザインなどスタイリスト業務を受注。多額の利益を得ていたにもかかわらず、法人税も消費税も無申告だった。

●初！国外財産調書不提出の罰則適用

家具の輸入販売仲介業者が、売上代金を他人名義口座に入金して売上除外、所得税約8,300万円を脱税。その際、売上入金先の国外預金口座7,300万円について国外財産調書が未提出だったため、法制定以来初めて、国外財産調書未提出の罰則が適用！

■国外財産調書制度とは？

- 年末時点で、5,000万円超の国外財産を所有していれば、税務署へ国外財産調書の提出が必要。
- 正当な理由なく提出しないと、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられる。

●脱税で実刑判決も

脱税で告発された124件は100%有罪で、うち5件は実刑判決です。最も重いのは他の犯罪と併合で9年だとか…。



脱税事件の有罪率は100%

年度	判決件数 ①	有罪件数 ②	有罪率 ②/①	実刑判決人数	1件当り犯則税額	1人当り懲役月数
	件	件	%	人	百万円	月
2017	143	143	100.0	8	62	14.7
2018	122	122	100.0	7	61	14.3
2019	124	124	100.0	5	47	15.5

●社会的波及効果の高い事例も

■税理士みずから脱税！？

金地金売買で建物取得時の消費税還付を受ける“消費税還付コンサルティング”で多額の利益を得た税理士が、架空の支払手数料の計上や売上除外で自身の脱税に手を出したというお粗末なケース。

ちなみに金地金売買での消費税還付システムは人気でしたが、今年の税制改正で使えないことに…。

■福島原発の除染作業員の脱税

建設会社の従業員が、除染事業で受け取る謝礼金を借名口座で受領し、所得税を脱税。

■架空の雑損失計上で脱税

投資用不動産の販売や賃貸借仲介を行う企業。グループ5社と不正加担先と通謀し、虚偽の契約書を作成し、架空の雑損失（違約金）を計上する方法で、法人税を免れていた。